

# 文部省の方針と音楽のアchievement・テストとの関係 ——昭和20年代の高等学校入学者選抜をめぐる——

The Relationship between the Ministry of Education's Policy and Achievement Tests in Music:  
On the High School Entrance Exams between 1950–1954

鶴岡 翔太  
TSURUOKA Shota

キーワード：アチーブメント・テスト，高等学校入学者選抜，指導と評価，戦後音楽教育史

## はじめに

1948（昭和23）年の新制高等学校発足を機に，高等学校の入学者選抜は刷新された。それまで実施されていた学力検査，人物考査（面接），身体検査は廃止され，中学校側が作成した「報告書」に基づく選抜へと転換された。この「報告書」には，都道府県ごとに実施する学力検査である「アチーブメント・テスト」（以下，アチーブと略記）の結果も含まれたが，これは入学者を選抜するための検査ではなく，あくまで中学校での学習達成度を測るためのものだった。

全国各地のアチーブに音楽の問題が導入され始めたのは，1950（昭和25）年度の入学者選抜の時期である。その後，1967（昭和42）年度の入学者選抜に至るまで，ほぼ全ての都道府県で音楽の問題が出題され続けた。アチーブは選抜の資料になるため，生徒，保護者，そして教師の意識もがアチーブに向けられた。アチーブの傾向が示されれば，それに対応した学習指導が求められるのは必然だった。本来は，学習指導要領に基づいた学習指導が展開され，その達成度が評価される。これは，アチーブの趣旨そのものである。しかし，当時の雑誌記事からは，中学校音楽科の学習指導が半ばアチーブに規定されていた側面，入学者選抜の資料に含まれるアチーブを前に学習指導要領の内容と学習指導，学習評価が連動しなくなっていた側面を垣間見ることができる。

中学校音楽科の学習指導と評価に大きな影響を与えた教育政策でありながら，音楽のアチーブに焦点を当てた研究は，管見の限り津田正之（1998）だけである。津田は雑誌記事や市販された問題集から，音楽のアチーブが導入された経緯，導入に対する様々な見解，全国の実施状況と出題傾向，さらには教育現場への影響についても明らかにしている。津田の研究は，史実の整理すらされていない音楽のアチーブを取り上げ，昭和20年代の中学校音楽科の実情を掘り起こした貴重な論考である。一方で，津田の論考には不十分な点もある。それは，背景にある新制高等学校の入学者選抜の基本的な考え方に言及していない点，文部省が打ち出した方針とアチーブの実態との関係に踏み込んでいない点である。とりわけ後者は，アチーブが中学校での学習達成度を測るものだったこと，「学習指導要領に基づいて作成するのが当然」などと通達されたことに鑑みれば，アチーブを評価する上で欠くことのできない視点である。しかし，津田に限らず，当時の雑誌記事においてもこの視点は欠落している。

そこで本稿では、通達で示された内容がアチーブで実現されていたのか、すなわち、文部省の方針とアチーブの実態との関係を明らかにすることを目的とする。ペーパーテストの限界があるにしても、学習指導要領との関係において、何を問い、何を見取るかは、不易の課題である。その点において、アチーブに関わる史実を整理すること、当時の方針と実態との関係を明らかにすることは、音楽教育学の発展に歴史研究の側面から寄与することができる。音楽科で育成を目指す資質・能力の一つに「知識」が明確に位置付けられた今日、このことに向き合うことは時宜を得ている。本稿により、学校教育で求められている「指導と評価の一体化」を実現する上で、多くの示唆を得ることができるだろう。

ところで、入学者選抜に関する通達は幾度も発出され、その間に学習指導要領も改訂された。そのため、当然ではあるが、アチーブを巡る状況は時期によって一様ではない。音楽のアチーブについて焦点化された議論がない状況において、全ての時期のアチーブを総括的に捉え、限られた紙幅で正確な総論を導き出すことは不可能である。そこで本稿では、継続した研究の端緒として、音楽の問題が導入され始めた1950（昭和25）年度から、「報告書」を主たる資料とした選抜が続けられた1954（昭和29）年度までを検討の範囲とする。昭和20年代の入学者選抜は、中学校側が作成した「報告書」に基づいて実施された。つまり、選抜資料の作成主体は中学校だった。それが1954（昭和29）年に発出された通達では、選抜の主体は高等学校にあり、志願者が定員を超える場合に限って選抜のための学力検査を実施できると示された。通達の推移からすると、この通達はアチーブの大きな潮目といえる。

本稿では、まず新制高等学校の入学者選抜がどのような考え方のもとに整備されたのかも含めつつ、文部省が通達した方針を確認する。そして、その方針が全国各地のアチーブにおいて実現されていたかを、実際に出題された問題から明らかにする。

## 1. 新制高等学校における入学者選抜の基本方針

アチーブの結果は、入学者選抜の資料である「報告書」に記載された。そのため、アチーブの趣旨や位置付けを明確にするためには、新制高等学校の入学者選抜がどのような考えに立脚していたのかを理解するとともに、音楽のアチーブが導入される以前からの文部省の方針を把握する必要がある。

### (1) 入学者選抜制度の整備

新しい学校制度のもとでの中学校・高等学校の立ち上げに向け、文部省は1947（昭和22）年2月17日に「新学校制度実施準備の案内」<sup>1</sup>を発出した。この通知では、新制高等学校発足の前年度（昭和22年度）の入学者選抜について、「新しい教育制度の精神からみて、従来の筆答試験や口頭試問による入学者の選抜は好ましいことではないため、国民学校からの報告と中等学校で行う面接試問及び身体検査によって入学者を選抜する」と記された。ここでの「新しい教育制度の精神」は「教育の門戸開放」を意味しており、これは米国教育使節団報告書<sup>2</sup>における「初級中等学校よりの進学希望者全部に種々の学習の機会が提供されるようにすべきである」との提言を受けたものである。こうしたことを背景に、文部省は志願者全員の入学を基本とし、入学者選抜において学力検査を行わない方針を示した。この考えが、新制高等学校の入学者選抜の基底にあることを押さえておきたい。

さらに、1947（昭和22）年5月23日に公布された「学校教育法施行規則」には、「……高等学校の入

学は、校長がこれを許可する。入学志願者が入学定員を超過した場合には、入学試験を行なうことができる」(第59条)とする条文が含まれた。この条文は、翻せば志願者が定員を超えない場合には入学試験を実施しないことを意味している。先述した「教育の門戸開放」の精神に基づく入学者選抜の方針が、法に規定されたのである。こうして、志願者全員の入学を基本とし、その前提ゆえに入学試験を実施しないとする入学者選抜の礎は整えられていった。新制高等学校の入学者選抜は、学力でふるいにかけない入学者選抜として始まったのである。

## (2) 新旧学制の移行期における入学者選抜 — 「報告書」へのアチーブの導入、実施教科の限定 —

新制高等学校の初めての入学者選抜に向け、文部省は1948(昭和23)年2月4日に「昭和23年度新制高等学校入学者選抜について」(以下、昭和23年度「通牒」)<sup>3</sup>を発出した。この通牒は1947(昭和22)年の通知に則っており、そこに新制高等学校入学者選抜要領(以下、要領)が含まれた。

この要領では、「教育の門戸開放」がさらに推し進められ、検査の類は全て廃止され、中学校側が作成した「報告書」のみに基づいて選抜されることになった。このことから、アチーブが選抜のための学力検査ではないことは明白である。中学校側が作成する「報告書」は、次の内容で構成された(文部省学校教育局長 1948)。

1. 知能検査(インテリジェント・テスト)の結果
2. 学力検査(アチーブメント・テスト)の結果
3. 教科学習成績
4. 個人的並びに社会的の性格、態度の発達の記録
5. 職業的見地よりする性格、態度の発達及び職業的適性の記録
6. 身体の発達

また、要領には、アチーブは都道府県ごとに志願者全員に対して一斉に実施すること、「報告書」においてアチーブの結果と教科学習成績を同等に扱うこと、これに性格、態度の発達、職業的適性を合わせて審査することが示された。

翌年の1949(昭和24)年2月1日には「昭和24年度新制度高等学校入学者選抜について」(以下、昭和24年度「通達」)<sup>4</sup>が発出された。この通達は基本的に昭和23年度「通牒」に準拠しているが、アチーブの実施教科を国語、社会、数学、理科の4教科に限り、英語や実業教科を課してはならないことを示すものだった。

このように、新制高等学校の入学者選抜は、選抜と言いながらも、志望者全員の入学を基本方針としていた。そのため、選抜のための検査は廃止され、「報告書」のみに基づく選抜が実施されたのである。入学者選抜がこのような性格だったため、アチーブも中学校での学習達成度を測るものだった。しかしながら、文部省は全ての教科のアチーブを実施することには、否定的な姿勢をみせていたことが分かる。

## 2. アーチブに音楽が導入され始めた時期の文部省の方針

4教科に限定して実施することが通達されたアーチブだったが、転機は息つく暇なく訪れ、音楽等もアーチブの実施教科に含まれるようになった。このような事情も踏まえ、音楽のアーチブについて検討する前提として、どのような経緯で音楽のアーチブが実施されるようになったのか、アーチブの実施にあたって文部省がどのようなことを通達していたのかを確認する。

### (1) 教育目標の達成を目指した方針転換 — 全ての必修教科のアーチブの実施 —

1949（昭和24）年11月16日、文部省は「昭和25年度以降新制高等学校入学者選抜について」（以下、昭和25年度「通達」）<sup>5</sup>を発出した。この通達では、1950（昭和25）年度以降の入学者選抜は「新制高等学校入学者選抜の要領」（文部省学校教育局編、1948年／以下、「選抜の要領」）及び昭和24年度「通達」の趣旨に基づいて実施するよう示された。こうしたことから、昭和25年度「通達」においても、昭和23年度「通牒」の方針が受け継がれていることが分かる。

一方、昭和25年度「通達」では「変更を適当と認める事項」も示された。アーチブに関する事項では、「中学校における必修教科のすべてにわたって実施することが望ましい」との考えが示された。これは、昭和24年度「通達」において4教科に限定したアーチブの実施教科を必修教科の全てに拡げる大きな方針転換である。わずか9ヵ月の間、文部省はどのような議論の末に、前通達において実施を禁じた教科のアーチブを推奨するようになったのだろうか。

当時、文部事務官の職にあった近森一重（1951）によれば、1949（昭和24）年度のアーチブ実施直後から検討が始まり<sup>6</sup>、教育目標は全ての教科によって達成されること、ひいては全ての必修教科でアーチブを実施する必要があるという考えが共有され、音楽を始めとする実業教科をアーチブに加える原則が確立したという（近森 1951：18-19）。

昭和25年度「通達」では、アーチブの実施に関する注意事項として、次の2点が示されている。

1. 高等学校が、中学校の教育課程を左右するような結果を来たさないよう、学力検査は、中学校の学習指導要領に基づいて作成するのが当然であって、高等学校としては、中学校の教育課程を検討し、その趣旨に則るよう特に研究を行い、中学校教育の正常な発展に障碍とならないよう極力注意しなければならない。
2. 従来行われてきた4教科以外の必修教科について学力検査問題を作成する場合には前記「選抜の要領」第3章A項「教師作成の学力検査」(24頁-26頁)に示された条件を十分考慮し、これらの条件を満すことが困難と認められるときは、一部の教科について学力検査を実施しない場合があっても止むを得ない。(文部省初等中等教育局長 1949) ※下線は、筆者による。

この2点は、いずれもアーチブに関する具体的な指導であり、アーチブで何をどのように問うのかを方向付けるものである。これは、問題を作成する教育委員会、授業をする教師にとって、羅針盤となり得る。

昭和25年度「通達」は、新制中学校の全課程を修了した生徒が出願するようになる昭和25年度の入学者選抜を視野に発出された。新制中学校の完成、それは新制高等学校への進学志望者の増加を意味する。アチーブの趣旨からすれば、学習指導要領に基づいて問題が作成されることは至極当然だが、それがこの通達で改めて示されたことは、出願状況の変化を前にアチーブの趣旨を再確認するものであり、健全な中学校教育と、指導と評価の一体的な関係を願う文部省のメッセージとも受け取れる。

ここまで述べてきたように、昭和25年度「通達」では全ての必修教科のアチーブを実施する方針が打ち出されただけでなく、具体的な指導が通達された。そのことを踏まえると、昭和25年度以降の入学者選抜の時期に導入された音楽のアチーブを評価するためには、昭和25年度「通達」で注意事項として示された2点との関係を検討すべきである。これは同時に、この通達の実現状況を評価することにもなる。

## (2) 選抜に主体性を求める高等学校側への譲歩 — “学力検査” の条件付き容認 —

昭和23年「通牒」の方針を継承して実施された入学者選抜だったが、選抜資料の作成主体が中学校にあったため、生徒を受け入れる側の高等学校の不満は高まっていった<sup>7</sup>。そうした声に応じ、文部省は「高等学校入学者選抜方法研究協議会」を設置し、この協議会の報告に基づいて、1951（昭和26）年9月16日付で「公立高等学校入学者選抜について」（以下、昭和26年「通達」）<sup>8</sup>を発出した。

昭和26年「通達」は、志願者全員の入学を基本とし、中学校が作成した「報告書」によって入学者を選抜する点、アチーブを都道府県ごとに実施する点で、これまでの通達と変わらない。一方、これまでの方針を保ちつつも、入学者選抜に主体性を求める高等学校側の意見を尊重している面もある。この通達には、「実施することが困難か、または実情に即しない場合には、報告書とは別に、志願先高等学校において選抜のための学力検査を行なうことができる」との一文がある。例外的にはあるが、選抜のための学力検査を認めているのである。さらに、この通達の冒頭には、報告書に記載する内容が改めて示されている。しかし、そこには「学力検査」とだけ記され、「アチーブメント・テスト」の文字はない。入学者選抜の資料である「報告書」にアチーブが導入された当初から、「学力検査」という表記が誤解を招いたことはたびたび指摘されていた<sup>9</sup>。その意味で、通達から「アチーブメント・テスト」の表記が消えたことは、一層の混乱を助長しかねなかった。このことが現場の実態に影響していたことは事実であるが、本稿の趣旨からは離れるため、これについては稿を改めたい。

このように、中学校の教育目標の達成を前提に全必修教科でのアチーブが望まれ、音楽も実施教科に含まれた。これは、音楽科の教科としての存在を担保する側面をもち合わせていた。一方で、高等学校側の要望を受け入れ、選抜のための学力検査を例外的に認めるなど、志望者全員の入学を基本とする選抜全体の状況は、少しずつ変化していった。

## 3. 文部省の方針と音楽のアチーブメント・テスト

必修教科でのアチーブの実施を望む文部省の方針を受け、音楽のアチーブはどのように展開されていったのだろうか。音楽のアチーブが導入され始めた昭和20年代の実施状況を把握した上で、昭和25年度「通達」で示された注意事項に照らし、実際に出題された問題を分析する。

## (1) 音楽のアチーブの実施状況

昭和25年度「通達」を受け、アチーブに音楽を含める決定をした都道府県はどれくらいあったのだろうか。また、その状況は昭和20年代において、どのように推移したのだろうか。表1は、1950（昭和25）年度から1954（昭和29）年度のアチーブにおいて、音楽の問題が出題された都道府県をまとめたものである<sup>10</sup>。なお、米国占領下にあった沖縄県、各高等学校で独自の選抜を実施していた広島県、この2県は集計から除外し、残りの45都道府県について調査した。

表1 音楽の問題を出題した都道府県数（=①）、音楽の問題を出題しなかった都道府県（=②）

	①	②
1950（昭和25）年度	27	北海道、青森、秋田、山形、茨城、東京、神奈川、福井、山梨、石川、滋賀、大阪、兵庫、島根、香川、高知、愛媛、福岡
1951（昭和26）年度	37	秋田、神奈川、愛知、福井、滋賀、香川、兵庫、大分、
1952（昭和27）年度	40	神奈川、山梨、滋賀、三重、高知
1953（昭和28）年度	39	神奈川、愛知、山梨、滋賀、香川、高知
1954（昭和29）年度	43	滋賀、高知

津田（1998）も指摘するように、音楽のアチーブはこの時期に全国的に広がり、浸透したといえる。この当時、アチーブ実施の最終決定は都道府県教育委員会に委ねられていた。とはいえ、表1からは、昭和25年度「通達」の影響の強さが見て取れる。先に述べたように、音楽のアチーブは「中学校の教育目標は全ての教科によって達成される」という考えから導入が望まれた。昭和20年代の実施状況の推移は、その考えが浸透していったことを示している。

さて、1950（昭和25）年度の入学者選抜の時期に、音楽のアチーブの導入（または、総合テストに音楽を加える決定）に踏み切った都道府県は6割に止まっている。これには、通達が発出された時期が関わっている。全必修教科でのアチーブが望まれた昭和25年度「通達」が発出されたのは、1949（昭和24）年11月のことである。さらに近森（1951：20）によれば、アチーブの趣旨を徹底するために、文部省が各機関に説明を加えた問題例を送ったのが、1950（昭和25）年の初めのことだったという。アチーブは、中学3年の1月～3月に実施されるのが一般的だった。アチーブの趣旨が中学校での学習達成度を測ることにあると考えれば、妥当な時期設定である。しかし、通達が発出時期、アチーブの実施時期、この2つを考えると、通達を踏まえたアチーブの実施を全ての都道府県で実現するには無理があったと推察できる。近森（1951：20）も「通知が遅れたために、徹底を欠き、新しく加えた教科のアチーブを実施できなかった地方も少なくなかった」と当時の状況を語っている。

## (2) 音楽のアチーブの内容傾向

全国的に実施されるようになった音楽のアチーブだが、次に問題になるのはその内容である。清水武夫（1950）、井上武士（1951）、津田（1998）は、昭和20年代の音楽のアチーブを分析している。清水（1950）、井上（1951）は単年度のアチーブを分析しており、いずれも雑誌『教育音楽』に掲載さ

れた。また、市販された問題集の中にも、各教科の出題内容を一覧にしているものがある。旺文社刊の問題集がその一例である。そうした中、津田（1998）は旺文社刊『全国高校進学 アチーブメント・テスト全科正解』の各年度版などを参考に、昭和20年代における音楽のアチーブの内容傾向を一覧にしている。表2は、それを筆者が復元・再構成したものである。

表2 昭和20年代の音楽のアチーブの出題内容と出題数〔津田（1998：84）を筆者が復元・再構成〕

		昭和 25年度	昭和 26年度	昭和 27年度	昭和 28年度	昭和 29年度	計
理論的知識 (楽典事項)	1. 譜表や鍵盤図から音名を問うもの	6	11	18	15	17	67
	2. 音符や休符を選択したり名称を問うもの	1	5	5	2	9	22
	3. 旋律を示して小節線や拍子記号を問うもの	20	19	23	14	8	84
	4. 音楽用語や記号の意味や名称を問うもの	9	15	17	13	19	73
	5. 和音を示しその音程を問うもの	1	3	2	8	9	23
	6. 旋律や音階を示し調や音階、移調の正誤を問うもの	17	29	31	29	18	124
	7. 旋律と和音の結びつきや和音名を問うもの	3	9	14	18	21	65
	8. 曲の形式を問うもの	2	0	8	2	9	21
一般的常識	9. 音の性質や音楽の三要素を問うもの	1	2	2	1	0	6
	10. 人声の種類、声楽の種類、編成を問うもの	9	7	3	4	1	24
	11. 楽器の種類と器楽の演奏形態を問うもの	4	14	6	9	11	44
	12. 作曲家の名前とその作品を結びつけるもの	11	16	14	10	23	74
	13. 音楽の聞き方や学習態度を問うもの	3	5	6	5	4	23
音楽的判断	14. 旋律を示し、曲名、作曲者、国名を問うもの	10	13	13	8	6	50
	15. 旋律を示し、曲想や歌い方を問うもの	6	5	8	9	8	36
	16. いくつかの旋律を示し、その良否を問うもの	5	4	10	7	11	37
	17. 音を補充したり、小節を整理し旋律を完成させる	3	21	30	35	26	115
	18. 旋律と歌詞の結びつきを問うもの	0	1	2	3	4	10
	19. 以上の内容を混合して問うもの	10	19	24	27	70	150

津田（1998：84－86）は、昭和20年代の内容傾向の特徴として、次の3点を指摘する。

- ・理論的知識（楽典事項）の出題数が多い。
- ・一般的常識では、作曲家の名前とその作品を結び付ける問題が多い。
- ・音楽的判断では、音を補充したり、小節を整理し旋律を完成させる問題が多い。

津田の整理は、昭和20年代における音楽のアチーブを大局的に捉えることを可能にするものの、若干の粗さもみられる。「理論的知識（楽典事項）」の問題が多いことは量的に確かだが、全ての事項が一律に多いわけではない。さらに、出題の多かったもののみを特徴に挙げているが、「10. 人声の種類、

声楽の分類、編成を問うもの「3. 旋律を示して小節線や拍子記号を問うもの」のように、減少傾向にあったものも特徴として捉えられるはずである。

また、津田は設問の規模に関わらず集計をしているが、これにはやむを得ない事情がある。当時、アチーブを教科別にした都道府県もあれば、総合テストなどに音楽の問題を含めた都道府県もあった。さらに、試験時間や問題数もまちまちで、それぞれに状況が異なっていた。このような事情を踏まえると、出題数ではなく、内容ごとに出題がみられた都道府県数を集計する方法も、今後の調査では必要になるだろう。

### (3) 昭和25年度「通達」で示されたアチーブ作成の方針

昭和25年度「通達」では、アチーブの作成に際して、学習指導要領に基づくこと、「選抜の要領」の条件を考慮することが示された。音楽のアチーブの検討に先立ち、この2点について確認する。

#### ① 中学校の音楽教育目標

昭和20年代の音楽科の学習指導は、1947（昭和22）年『学習指導要領 音楽編（試案）』、1951（昭和26）年『中学校・高等学校学習指導要領 音楽科編（試案）』（以下、昭和26年試案）を参考に、展開された。先述のとおり、1950（昭和25）年度の入学選抜に関わる通達は、アチーブの実施が差し迫った時期に発出された。そのため、音楽の問題を出題しなかった都道府県が4割あった。また、1951（昭和26）年度のアチーブでは、音楽の問題を出題した都道府県が新たに10あり、少なくともこの段階で音楽のアチーブの実施状況が安定期に入っていたとはいえない。そこで、実施都道府県数がある程度落ち着きを見せる1952（昭和27）年度以降のアチーブに焦点を当て、学習指導要領との関係を見る。近森（1951:22）は、アチーブ作成の条件として「音楽教育の目標を基礎に置くこと」を挙げている。まずは、昭和26年試案においてどのような音楽教育目標が掲げられていたかを確認する。

昭和26年試案では、中学校の音楽教育目標が「表現（歌唱、楽器の演奏）」「鑑賞」「創作」「理解」の領域ごとに示された（文部省 1951：10-12）。次頁の表3は、その目標を一覧にしたものである。昭和26年試案の目標には、具体的な指導の内容や学習活動が示されていたことが分かる。

#### ② 「選抜の要領」に示された「教師作成の学力検査」の条件

「選抜の要領」では、学力検査の内容として次の5つの類型が示された（文部省 1948：25）。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 事実に関する知識を見るもの</li><li>(2) 若干の事実に基いて妥当な結論を作らせるもの</li><li>(3) 事実を特殊の場面に適用させるもの</li><li>(4) 内容の研究から出て来た原理を問題の解決に適用させるもの</li><li>(5) 資料を正しく批判的に解釈させるもの</li></ol> |
|--|

この類型から、アチーブの問題は単に暗記で片付くようなものでは不十分だと分かる。知識を活用したり、原理を問題解決のために適応したり、資料を批判したりする力を見取るような問題も期待されていたのである。



表3 昭和26年試案における中学校の音楽教育目標

I 表現 1 歌唱	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 正しい発声と発音とで歌う技能を養う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 変声前・変声期・変声後の声を正しく使って歌う技能。</li> <li>b) 美しく明確な発音で歌う技能。</li> <li>c) 各人の能力に応じた声域の拡張。</li> </ol> </li> <li>2) リズム・拍子・音程・和声などの音楽的な要素に対する、正しく美しい歌唱技能を高め、また、形式や詩の内容を理解して歌うことによって、音楽的な表現に習熟する。</li> <li>3) 視唱力を高め、楽譜を見て音楽を感じ取る力を養う。</li> <li>4) 聴唱力を高める。</li> <li>5) 斉唱・輪唱・合唱（同声および混声）などを盛んにして、その楽しさを味わい、歌唱への興味を増進するとともに、それらの歌唱技能を養い、歌唱による自己表現力を高める。</li> <li>6) 全生徒に、音楽的な刺激や靈感を与える音楽活動としての、グループ合唱や集団合唱・学校合唱団の発達をはかる。</li> <li>7) 唱歌や平易な芸術的歌曲を学習し、あらゆる機会に、それらを利用することによって、いっそう歌唱の楽しみを増し、日常生活を豊かなものとするとともに、余暇を楽しく過ごす。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 楽器を演奏することによって、器具操作の欲求を満たし、それを愉快的な演奏技術に転化する。</li> <li>2) けん盤楽器演奏の基礎技術を習得して、楽器による基本的な音楽表現能力を養う。</li> <li>3) 各種楽器の簡単な編成による合奏や吹奏楽の合奏をして、合奏の技能を養うとともに、合奏の楽しさを味わう。</li> <li>4) 簡単な楽曲を演奏して、いろいろな音楽を知り、器楽に対する興味を高めるとともに、楽器演奏への自発活動を活発にする。</li> <li>5) あらゆる機会に楽器を演奏することによって、生活を楽しく豊かにするとともに、余暇を楽しく過ごす。</li> <li>6) 合奏のグループが、学校や地域社会で公開演奏または、演奏行進を行うことによって、演奏者および聴衆に、音楽的文化経験を与える。</li> </ol>
II 鑑賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 音楽の鑑賞活動を活発にして、芸術的な音楽を鑑賞する欲求を盛んにする。</li> <li>2) 音楽を味わいながら聞く習慣をつける。</li> <li>3) 人声の種類（ソプラノ・アルト・テナー・ベース）の特徴を聞き分けそれらの組合せの美しさを味わう。</li> <li>4) 楽器の音色を聞き分け、それらの組合せの美しさを味わう。</li> <li>5) 声楽および器楽の演奏形態の特徴をとらえ、それらの音楽を鑑賞する。</li> <li>6) 音楽の形式や様式（古典・ロマン・近代・現代）の特徴をとらえ、それらの音楽を鑑賞する。</li> <li>7) ラジオや演奏会でよく聞く、通俗的な名曲を鑑賞する。</li> <li>8) わが国および外国の民謡を鑑賞する。</li> </ol>
III 創作	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 創作活動を活発にして、創作への興味を刺激し、各人の能力に応じて、創作力を高める。</li> <li>2) 唱歌形式による旋律を作る。</li> <li>3) 伴奏を作る。</li> <li>4) 詩に旋律をつける。</li> <li>5) 合奏のための編曲をくふうする。</li> </ol>
IV 理解	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 楽譜の読み方・書き方を理解する。</li> <li>2) 音楽用語ならびに、諸記号の用い方を理解する。</li> <li>3) 音程・音階を理解する。</li> <li>4) 主要三和音・属七の連結、終止形、簡単な転調の方法を理解する。</li> <li>5) 旋律の重ね方（対位法）について初歩知識を得る。</li> <li>6) 基本的な形式（唱歌形式・複合三部形式・ロンド形式・ソナタ形式）を理解する。</li> <li>7) オーケストラや吹奏楽に用いるおもな楽器の構造・性能・音色・用途などを理解する。</li> <li>8) 人声の種類、特徴を理解する。</li> <li>9) 演奏の形態と、その音楽の構成・様式を理解する。</li> <li>10) 各時代の著名な音楽家の一生と、その作品の特徴を理解する。</li> <li>11) 各国の民謡や民族音楽と、民族楽器ならびに、社会生活との関連を理解する。</li> <li>12) わが国の音楽と、著名な作曲家について知識を得る。</li> </ol>

#### (4) アーチブの出題内容と出題方法

旺文社刊の問題集を参考にした津田（1998）の分類は、「音楽」の問題を分別するものとしては理に適っている。しかし、それが学習指導要領とどのように関わるかということについては触れられていない。そこで、津田の分類が、昭和26年試案の中学校音楽教育目標の枠組みとどのように対応するかを、表4にまとめた。対応するものを直線 [—]、関係するもの（部分的に対応するもの）を破線 [-----] で結んでいる<sup>11</sup>。

表4 津田（1998）の分類と昭和26年試案の中学校音楽教育目標との対応

津田（1998）における分類		昭和26年試案における中学校の音楽教育目標
理論的知識 (楽典事項)	1. 譜表や鍵盤図から音名を問うもの	I 表現 1 歌唱 2) …詩の内容を理解して歌う… 3) 視唱力を高め、楽譜を見て音楽を感じ取る力を養う。
	2. 音符や休符を選択したり名称を問うもの	I 表現 2 器楽 2) けん盤楽器演奏の基礎技術を習得して…
	3. 旋律を示して小節線や拍子記号を問うもの	II 鑑賞
	4. 音楽用語や記号の意味や名称を問うもの	III 創作
	5. 和音を示しその音程を問うもの	IV 理解
	6. 旋律や音階を示し調や音階、移調の正誤を問うもの	1) 楽譜の読み方・書き方…
	7. 旋律と和音の結びつきや和音名を問うもの	2) 音楽用語ならびに、諸記号の用い方…
	8. 曲の形式を問うもの	3) 音程・音階…
一般的常識	9. 音の性質や音楽の三要素を問うもの	4) 主要三和音・属七の連結、終止形、簡単な転調の方法…
	10. 人声の種類、声楽の分類、編成を問うもの	6) 基本的な形式…
	11. 楽器の種類と器楽の演奏形態を問うもの	7) 楽器の構造・性能・音色・用途など…
	12. 作曲家の名前とその作品を結びつけるもの	8) 人声の種類、特徴…
	13. 音楽の聞き方や学習態度を問うもの	9) 演奏の形態と、その音楽の構成・様式…
音楽的判断	14. 旋律を示し、曲名、作曲者、国名を問うもの	10) 各時代の著名な音楽家の一生と、その作品の特徴…
	15. 旋律を示し、曲想や歌い方を問うもの	12) わが国の音楽と、著名な作曲家…
	16. いくつかの旋律を示し、その良否を問うもの	— 該当なし —
	17. 音を補充したり、小節を整理し旋律を完成させる	
	18. 旋律と歌詞の結びつきを問うもの	
	19. 以上の内容を混合して問うもの	

理解に類するものが圧倒的に多いことは、「理論的知識（楽典事項）」の出題が多かったとする津田（1998）の指摘からも予想されたことである。旋律を完成させる問題に傾倒している感はあるが、創作に関する問題も多くみられる。一方、表現や鑑賞の目標に直接につながるものは少ない。旺文社刊の問題集や津田が「一般的常識」とまとめた内容は、学習指導要領の枠組みからすれば理解の内容であると同時に、特に鑑賞の目標にも関わるものだった。

ここで問題にしたいのは、どのように問うかということである。昭和26年試案では、目標を構成する「表現・鑑賞・創作・理解などは、互に分離したもの」ではないこと、「互に密接に関連し合いながら、学習されなければならないもの」であることが記されている（文部省 1951：12-13）。これは、アーチブを評価する上で重要な視点になる。近森（1951：22）も「それぞれの目標が、単独に取り上げられるのは賢明な方法とはいえない」と述べている。この視点が希薄だったために「一般的常識」と呼ばれるような出題に止まり、鑑賞の目標にまで迫ることができなかったのではないか。

前述のとおり、「選抜の要領」では、暗記で答えられる問題だけでなく、知識を活用したり、原理を問題解決のために適応したり、資料を批判したりする力を見取るような問題が期待されていた。しかし、昭和20年代の音楽のアチーブの出題方法をみると、どの年度においても選択法による出題が最も多く、それに組み合わせ法が続く。これらはいずれも客観的な知識の習得状況、すなわち何を覚えているか、もしくはどれだけ覚えているかを調べる方法である。音楽活動（音楽経験）を必要としない問題に終始してしまえば、音楽の学習達成度を測るものとして疑問符が付く。全国で出題された問題を見ると、同じ教育目標に関する内容でも、いくつかの問い方がみられる。ここでは、「理論的知識（楽典事項）」の最頻出事項であった「調と音階に関する問題」、「一般的常識」の最頻出事項であり、現代の中学校におけるペーパーテストでもよくみられる「楽曲と作曲家に関する問題」を例に取り上げる。いずれも1953（昭和28）年度の出題である。

### ① 調と音階に関する問題

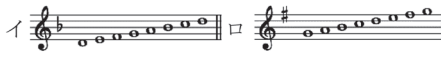
1953（昭和28）年度の音楽のアチーブにおいて、調と音階に関する問題を出題したのは23の都県であった。ここでは、組合せ法による和歌山県の問題、再生法による奈良県の問題を取り上げる。

《資料1》は、組合せ法による出題（和歌山県）である。この問題は、調号と調にふさわしい音階との関係が分かっている（暗記していれば）答えられる。また、音符が書かれているので、音名が分かれば選択肢も絞られる。

《資料2》は、再生法による出題（奈良県）である。この問題は、実際の音楽活動を想定した問い方になっている。「理論的知識（楽典事項）」と器楽の知識とが同時に問える学習場面が設定されているため、生徒は問題文に示された状況に合わせて知識を活用する必要がある。この問題には、「選抜の要領」に示されたいくつかの類型が含まれており、「表現・鑑賞・創作・理解などは、互に分離したもの」ではなく、「互に密接に関連し合いながら、学習されなければならないもの」である（文部省 1951: 12-13）とする昭和26年試案の方針を実現するものである。

#### 《資料1》組合せ法：和歌山県<sup>12</sup>

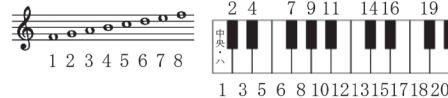
③ つぎの(イ)(ロ)の音階の名を下のうちから選んで、その番号をそれぞれ( )の中に入れてください。



(1)イ短調 (2)ト長調 (3)ハ長調 (4)ニ短調  
(5)ニ長調

#### 《資料2》再生法：奈良県

④ 音階練習をするのに、つぎのようにピアノをひいたら一箇所大変気持ちが悪かった。下の譜をよく見てつぎの間に答えなさい。



(1)何番目の音がわるいか。  
(2)その音にどんな記号をつけて音の高さを変えればよいか。  
(3)その音は下の鍵盤図の何番目の音をおさえればよいか。  
(4)訂正したら何調の長音階の音階になるか。

② 楽曲と作曲家に関する問題

1953（昭和28）年度の音楽のアチーブにおいて、楽曲と作曲家に関する問題を出題したのは9の都府県であった。出題形式をみると、組合せ法が2県（山形県、佐賀県）、真偽法が2県（千葉県、岐阜県）、選択法が1都1県（東京都、岡山県）、排列法が1府1県（京都府、新潟県）、完成法が1県（鹿児島県）という状況である。ここでは、それぞれの出題形式による問題を1つずつ取り上げる。

《資料3》組合せ法：佐賀県

⑦ 次の上側に書いてあるものと、もっとも関係の深いものを下側から選んでその番号を（ ）の中に入れてください。

(A) シューベルト ( ) (B) ワーグナー ( )  
 (C) ショパン ( ) (D) ベートーベン ( )  
 (E) バッハ ( )

① 歌劇・楽劇を多く作った人  
 ② すぐれた歌曲を沢山作った人  
 ③ ピアノ曲を多くかいた人  
 ④ 宗教音楽を多く書いた人  
 ⑤ 耳がきこえなくなつてからも、ますます立派な曲を作った人  
 ⑥ トルコマーチの作曲した人

《資料4》真偽法：千葉県

⑤ 次の五つの文章のうち、内容の正しいものを二つえらび、その番号を○でかこみなさい。

1. フォスターはイギリスの人でオペラの作曲家として有名です。
2. シューベルトはオーストリアの作曲家で「野ばら」「子守歌」「ぼだい樹」などを作曲し歌曲の王といわれています。
3. モーツァルトは古典派の作曲家で有名な「トルコ行進曲」などを作曲しました。
4. ベートーベンと滝廉太郎は同じ年代の音楽家です。
5. 子守歌で有名なブラームスは十七世紀の作曲家の一人として知られています。

《資料5》排列法：京都府

④ 次の音楽家を古い人から年代順に記号で答えなさい。

(I) シューベルト (II) モーツァルト  
 (III) ブラームス (IV) バッハ

《資料6》選択法：東京都

② 問1 音楽クイズの時間に、シューベルト（シュューバート）についての問題が出た。それぞれ正しいと思うものを一つだけ選んで、その番号を書きなさい。

(イ) 下の三つの旋律（メロディ）の中で、シューベルトの作曲したものはどれか。

1

2

3

(ロ) 作曲家を、その活躍した時代や、作品の内容によって、古典派の音楽家・ロマン派の音楽家・近代派の音楽家などと言うことがある。シューベルトは、これらのうち、どれに属する音楽家か。

1. 古典派 2. ロマン派 3. 近代派

(ハ) シューベルトの作品には、いまもさかんに演奏される美しいものがたくさんある。それらのうち、もっとも数が多く、かつ有名なものは、どんな種類の作品か。

1. 交響曲 2. ピアノ曲 3. 歌曲

《資料3》は、組合せ法による出題（佐賀県）である。作曲者の名前とその作曲家がどのような人物だったのか、つまり作曲家に関する個別の事柄を知っていれば答えられる問題である。

《資料4》は、真偽法による出題（千葉県）である。真偽を判断するためには、国、ジャンル、曲名、時代など、複数の情報が必要となる。真の数が予告されているため、真か偽、どちらかが分かれば答えられる可能性は高まる。いずれにしても、情報量が豊かであればあるほど、難なく答えられる問題である。

《資料5》は、排列法による出題（京都府）である。各作曲家が生存し活躍した時代と音楽史上の前

後関係を知らないと答えられない。一つのことを知っていても解けない問題である。

《資料6》は、選択法による出題（東京都）である。シューベルトについて、3つの小問が設けられている。《資料3》から《資料5》は、情報量とその使い方にこそ違いはあるが、事柄を知っているかが問われている。そのため、これらの問題に答えるための音楽活動を特段必要としない。つまり、覚えるだけでも準備が可能な内容といえる。しかし、《資料6》の一つ目の問題（＝(イ)の問題）は、それだけではうまくいかない。曲名ではなく、曲を音響として知っていることが前提となっている。また、正答に辿り着くには、提示された譜例が頭の中で音に変換される必要がある。東京都が出題したこの問題は、一般的には客観的な知識の習得状況を測るための方法とされる選択法であっても、音楽経験を前提とした出題が可能なことを示している。

アチーブは、中学校での学習達成度を測るためのものであった。特定の問題だけで判断することはできないが、授業を受けなくても受験準備の全てができてしまうようなものならば、アチーブの趣旨に適った出題とはいえない。また、本稿では特に取り上げなかったが、昭和20年代の石川県は、総合テストの形を取り、その中で音楽の問題を1題しか出題していない。それだけで、中学校音楽科の目標達成度を判断することは不可能である。これは、誰の目にも明らかである。

例に挙げた「楽曲と作曲家に関する問題」は、同じ教育目標に基づく出題であっても、それぞれに問い方が異なっていた。特に《資料6》は、知識に加えて読譜力等も必要とされる問題である。これらの問題は、問い方が変われば、そこで必要になる情報の量、働かせる思考が変わることを物語っている。何を問い、何を見取るのか、それを実現するためには、どのように問うかという視点もまた肝要になるのである。

音楽のアチーブで出題されていた問題は、学習指導要領の枠組みからみれば、理解領域を網羅する内容だった。また、若干ではあるが、表現領域（歌唱及び器楽）、鑑賞領域、創作領域の内容も含んでいた。しかし、全体的なバランスからすれば、昭和26年試案で示された中学校音楽教育目標の達成度をみることに意識が傾けられていたとは言い難い。理解領域の出題に傾斜していることは、ペーパーテストの性格に鑑みれば、やむを得ない部分もある。しかしながら、「表現・鑑賞・創作・理解などは、互に分離したもの」ではなく、「互に密接に関連し合いながら、学習されなければならないものである」(文部省 1951:12-13)とする昭和26年試案の方針に基づけば、理解領域と融合させた作問が少なかったことは課題として指摘せざるを得ない。一方、昭和26年試案のもとでおよそ3年間学んだ生徒が受験する昭和29年度のアチーブにおいて、混合問題が急増したことは特筆すべきことである（表2を参照）。これは、昭和26年試案の方針が実現される兆しと受け止めることもできる。しかしその真否を明らかにするには、これに続く昭和30年代のアチーブの内容や傾向を検討する必要がある。

## おわりに

本稿では、昭和20年代の高等学校入学者選抜に関わるアチーブについて、文部省が通達で指導した内容とアチーブの実態との関係を中心に検討してきた。

戦後、新しい学制のもとで発足した新制高等学校の入学者選抜は、志願者全員の入学を基本とし、学力でふるいにかけない入学者選抜として始まった。そのため、入学者選抜とは言いつつも、選抜の

ための検査の類は廃止され、「報告書」に基づく選抜が実施された。そして、この「報告書」に含まれたアチーブもまた、選抜のための学力検査ではなく、中学校での学習達成度を測るものだった。

1950（昭和25）年、「教育目標は全ての教科によって達成される」という考えから全ての必修教科でのアチーブの実施が望まれ、音楽も実施教科に含まれた。このことが記された昭和25年度「通達」では、それと併せてアチーブの具体的な指導が示された。それは、アチーブで何をどのように問うのかを鮮明にするものだった。

音楽のアチーブは昭和20年代に全国的に浸透したが、出題された問題は「理論的知識（楽典事項）」、すなわち理解領域の内容に傾倒していた。そのため、音楽のアチーブは、学習指導要領の枠組みからみればバランスを欠いていたと言わざるを得ない。しかし、それはペーパーテストの性質上、避けられない部分もある。問題は何を問うのかだけでなく、どのように問うのかということにもあり、その際には音楽の中で働く知識、音楽活動で活用できる理解を見取る視点が必要だった。実際に出題された問題を比べてみると、問い方によって必要な情報、働かせる思考が変わり、そして知識の質が変わることがみえてきた。このことを踏まえると、問い方を吟味することは、授業での子供の具体的な姿、子供の知識の獲得過程と正対する行為といえる。何を問うのかの先にあるどのように問うのかということが、殊更に重要になってくるのである。

「この曲の作曲者は誰ですか？」「作曲者はどこの国の人ですか？」。これは、2021年6月末に都内の某中学校で実施された期末試験の問題である。教師はどのような問いによって、どのような知識の習得状況を測ろうとしたのだろうか。この試験では、事柄（＝事実的知識）を覚えれば答えられる問題が並んでいた。少なくとも、2017（平成29）年告示の中学校学習指導要領（音楽）における「知識」、すなわち「曲想と音楽の構造などとの関わり」（＝概念的知識）をどれくらい理解しているのかを見取る問題ではない。もちろん、事実的知識の習得がなければ、その先にある概念的知識の獲得は望めない。その意味で事実的知識の習得が出発点になることは確かだが、教師が意識を向けなければならないことは、事実的知識の習得に終わらないこと、そしてその際の習得方法である。知識が音楽活動につながる知識として習得されたり、評価場面で活用されたりしているかが重要になってくる。そのことを考えると、ペーパーテストにおいて、知識を音楽から切り離した状態で問うのではなく、常に音楽活動につながることを、子供が実際の音楽活動で活用したりすることを前提にした問いが必要である。

本稿で検討した昭和20年代のアチーブから約70年の月日が経つが、その視点は現代の状況に照らしても全く色褪せた印象を与えない。だからこそ、過去の教育政策、教育実践を教訓として学んでいく必要があるのではないかと。ペーパーテストで何を問い、何を見取るのか。このことは必然的に学習指導要領の内容や学習評価の観点と向き合い、ひいては日々の授業を見つめ直すことになる。学習指導要領に示された内容を指導し、その結果を評価する。アチーブの趣旨は、指導と評価の一体化を実現する上で多くの示唆に富んでいる。

本稿では昭和20年代に限定して、文部省の方針とその期のアチーブについて検討した。昭和30年代に入ると、アチーブは選抜のための学力検査に装いを変え、また新たな局面を迎える。今後もアチーブに関する史料収集と検討を重ね、当時の学習指導の考え方（＝教育観）や評価の考え方（＝学力観）、現場の実態を丁寧にみながら、アチーブについて追究していきたい。そして、それぞれの時期に

において、入学者選抜の方針を打ち出す文部省、作問にあたる教育委員会、授業をする教師など、それぞれの立場なりの本音、建前、思惑も踏まえながら、それらの力学の中で生じた実相に迫りたい。

## 付記

本稿において旧字体は新字体に、漢数字を算用数字に改めて表記している箇所がある。

## 註

- 1 発学第63号，学校教育局長通知。
- 2 Report of the United States Education Mission to Japanのこと。連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の要請によりアメリカ合衆国から日本に派遣された教育使節団による報告書である。この報告書に基づいて、戦後の学校制度改革が断行された。
- 3 発学52号，学校教育局長通牒。同年（昭和23年）3月3日には、同名、同号の通牒が出され、移行期における補足的指導が通達された。
- 4 発学第11号，学校教育局長通達。なお、この通達は公立学校に向けて出されたものだが、私立学校もこれに準拠することを奨励する通牒が同日付で出されている。
- 5 文初中第178号，初等中等教育局長通達。
- 6 近森（1951）の記事において、文部省内で検討されたかどうかは明言されていない。しかし、記事を執筆した当時、近森が文部事務官だったこと、記事の内容から現場を指導する行政側の立場で述べられていることから、文部省内で検討された経過が示されているものと推察できる。
- 7 1952（昭和27）年7月10日、菊地龍道が全国高等学校長協会の普通部会を代表して、文部大臣・天野貞祐宛に要望書を出している。この要望書では、「選抜の主体性はあくまでも高等学校側に置くべきである」とし、その上で「学力検査を行い得るような御取計い戴きたくここに本部会総会の決議により要望いたします」と記されている。
- 8 文初中第660号，初等中等教育局長通達。
- 9 『昭和25年度 中学校学力検査 講評と問題正解』（文部時報特集，1951年）の「序」においては、「毎年各都道府県で行われる中学校の学力検査はその結果が高等学校への入学にいささか関連があるため、一般に入学の際における旧来の学力検査と同様に考えられるかたむきがあるが、こういう誤解をといてその正しいありかたを示すことは必要のことであると思う」と記されている。
- 10 参考文献に挙げた旺文社編の問題集及び文部省調査普及局のものに基づいて集計した。
- 11 「19. 以上の内容を混合して問うもの」は、問題の性質から、どの項目と対応するかを一概に示すことはできない。そのため、この項目については、対応を表す線を付していない。
- 12 本稿の《資料》で提示するアチーブの問題は、全て旺文社編『昭和28年度 全国高校進学 アチーブメント・テスト全科正解』に掲載されたものを、筆者が復元したものである。

## 参考文献・引用文献

井上武士 (1951)「26年度問題の傾向」『教育音楽』6 (12), 音楽之友社: 12-17.

旺文社 編 (1951)『昭和26年度 全国高校進学 アチーブメント・テスト全科正解』, 旺文社.

旺文社 編 (1952)『昭和27年度 全国高校進学 アチーブメント・テスト全科正解』, 旺文社.

旺文社 編 (1953)『昭和28年度 全国高校進学 アチーブメント・テスト全科正解』, 旺文社.

旺文社 編 (1954)『昭和30年度受験用 昭和29年春施行 全国高校進学 アチーブメント・テスト全科正解』, 旺文社.

木村信之 (1993)『戦後昭和音楽教育史』, 音楽之友社.

清水武夫 (1950)「アチーブメントテスト音楽の傾向」『教育音楽』5 (10), 音楽之友社: 64-67.

近森一重 (1951)「アチーブメントテストに望むもの」『教育音楽』6 (12), 音楽之友社: 18-23.

津田正之 (1998)「音楽のアチーブメント・テストの高等学校入学試験への導入と中学校の音楽教育への影響: 昭和20年代を中心に」東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科『学校教育学研究論集』1: 83-93.

文部省学校教育局 (1948)『新制高等学校入学者選抜の要領』(非売品).

文部省調査普及局 (1951)『昭和25年度 中学校学力検査 講評と問題正解』(「文部時報」特集), 帝国地方行政学会.

文部省 (1947)『学習指導要領音楽編 (試案)』, 東京書籍.

文部省 (1951)『中学校高等学校 学習指導要領音楽科編 (試案) 昭和26年 (1951)』, 教育出版.

## 参照した通知・通牒・通達

「新学校制度実施準備の案内」新学校制度実施準備に関する件, 1947 (昭和22) 年 2 月 17 日, 発学第63号, 文部省学校教育局長通知.

「昭和23年度新制高等学校入学者選抜について」, 1948 (昭和23) 年 2 月 4 日, 発学52号, 文部省学校教育局長通牒.

「昭和23年度新制高等学校入学者選抜について」, 1948 (昭和23) 年 3 月 3 日, 発学52号, 文部省学校教育局長通牒.

「昭和24年度新制高等学校入学者選抜について」, 1949 (昭和24) 年 2 月 1 日, 発学11号, 文部省学校教育局長通達.

「昭和25年度以降新制高等学校入学者選抜について」, 1949 (昭和24) 年 11 月 16 日, 文初中第178号, 文部省初等中等教育局長通達.

「公立高等学校入学者選抜について」, 1951 (昭和26) 年 9 月 11 日, 文初中第660号, 文部省初等中等教育局長通達.

「公立高等学校の入学者選抜について」, 1954 (昭和29) 年 8 月 2 日, 文初中第439号, 文部省初等中等教育局長通達.